

平成27年度卓話集会におけるディスカッションの概要

No.	地区名	質問・要望・提案	回答
1	西久保	54世帯、158名。その内、75歳以上が25名、中学生以下は17名。地区として、山林が多く、樹木が生い茂り、細い道の安全な通行が困難。通勤面では歩道がなく、崖で車のすれ違いができない場所が多い。交通面を快適にしてもらいたい。	地域公共交通における地区との意見交換の場でも通勤、通学における交通の便が悪いと聴いている。地域公共交通で年間2,000万円位費用をかけている。西小磯地区の赤坂台では、地域で話し合いを始め、デマンドタクシーの導入を進めている。要望は受けるが、皆さんと一緒にやっていきたい。自分たちでできるものはやって欲しい。
2	西久保	大きな木が生い茂っている場所で、所有者が維持管理出来ない場合は町で伐採等を行うことは可能か。	例えば、民家の枝が伸び外灯が見えにくい場合には切ってもらっている。場合によって町で切ることもあるが、大きな木となると所有者の承諾と時間を要すことを理解していただきたい。
3	西久保	二宮駅からもっとバスがあれば10分で来れる便利などところだと思う。バスが通らない問題もあるが、地域で協力して出来るモデルケースがあれば情報提供してほしい。	他の地区でデマンドタクシーのことで広報紙へ載せたが、皆さんに伝わっていないことは、町広報の発信力の弱さと認識している。 皆さんからの提案があれば伝えていただきたい。
4	西久保	散歩に訪れる人も多いが、トイレが無いことで困っている。地域内で村おこしになりそうな場所はあるが、単発なものとなってしまふ。トイレも兼ねたコンビニのようなものを作り、管理人を常駐させてくれると良い。トイレだけ作ってもすぐに汚くなってしまふ。 また、人に来てもらいたいと思っても、建設的なことをしなければ子どもは増えないし、人は出ていってしまふ。町として西久保地区の位置づけを考えてほしい。	コンビニの設置は難しいと思う。トイレの話は町でも考えたが凍結している。町内にある公園に併設されたトイレでは地域の方がトイレキーパーをしていただいている事例がある。トイレを仮に置いたとしても地区の皆さんでトイレキーパーをやってほしい。皆さんがこの地域をどのように経営していくのか、強い意見を持つことが大事である。
5	西久保	公約で「住みやすいまちづくり」と掲げているが、西久保地区で見晴らしが良い所が整備できれば公約達成となるのか。	2期目に入り政策的な動きがようやくできるようになってきた。町だけの提案ではなく、民間業者とも話をするなかで、現実性が出てきた。地区の皆さんが一つにまとまり動いてもらいたい。
6	西久保	見晴らし台の場所は良いと思う。世間では観光農園で成功していることから、そのような開発が効果的ではないか。ただ、個人では動き方がわからない。企画力のある民間でまとめて運営するような形が良いと思う。 西久保は交通の便が良い。地の利も良い。外から入ってきた側から見ると、元々この地で生まれ育った方は地の利の良さは分からないだろう。	見晴らし台はあのままの自然を利用するのが良い。地権者の方の考えが一つにならなければいけない。町ではクラインガルテンについて考えている。宿泊型農地と滞在型農地があるが、農地への法規制は厳しい。滞在型であれば可能性はある。 また、太陽光で町内の農家と話をしている企業もある。地区で話を聞いてみたいとの意向であれば調整する。

No.	地区名	質問・要望・提案	回答
7	西久保	散歩で土日に地区を訪れる高齢者は多いが、枝が伸び、車との接触が危ない。まずは、歩きやすい道路にすることから始めてはどうか。メインストリートとなる道路を町で出来る範囲で歩きやすく整備していただけると助かる。	二宮町へも今のような意見を伝えていく。我々も持っている情報は皆さんへ出していく。
8	西久保	町で管理している旧ゲートボール場を活用した拠点整備を考えてくれるとありがたい。木を伐採すれば、ある程度、景色も良い。	町がやれる事項は全面的にやっていくが、地区としてどのように活用したいのか提言してもらいたい。旧ゲートボール場の活用策について地区で話し合ってもらいたい。
9	西久保	空き家を上手く活用できれば良い。	都市計画課で空き家対策を受け付けているが町だけで斡旋はできない。北下町にあり、国の交付金を活用し、町で委託したカラフルという団体などもある。空き家の情報を地区でまとめていただけると助かる。
10	西久保	木の伐採、草刈など、自分たちでやろうとしても、道具や費用の問題などもある。町で全部してほしいという訳ではないが、どこまで町で助けてもらえるのか基準があると良い。	ケースバイケースで考えていく必要はある。ルールで決められない部分もあると思う。町に話してもらいたい。
11	西久保	虫窪地区では大木の伐採の際に、町が斡旋し、費用は地主が払うかたちをとっているらしいが。	民地に対して公的費用を投じることはできない。公的な要素があれば、是非相談してもらいたい。